

主要施策	共に思いやり支え合う安心なまちを支える生活環境の充実
施策の柱	5 廃棄物の処理と減量対策
施策の分類	快適な生活環境

■ 現状と課題

○ごみの有料化で減量

当町のごみ減量化を図るため平成20年10月からごみ有料化を実施した結果、排出量については減少し、リサイクル率については上昇しています。

○ごみの収集処理

可燃ごみについては、週2回収集し、西北五環境整備事務組合の西部クリーンセンターで処理しています。不燃ごみについては、月1回収集し、町の不燃物埋立処分場で処理していますが、鉄類など混入された資源ごみは場内で選別し、リサイクル回収業者に引き取ってもらっています。

粗大ごみについては、指定された委託業者が有料で回収処理しています。

○不燃ごみ埋立処分場計画

現在使用中の不燃物埋立処分場は、あと数年で満杯となることから、早急な対応が必要となっています。

処分場新設については、環境アセスメントや用地選定において住民や地権者の理解を得る過程で困難を伴うケースが多く、財政面を考慮すると極力埋め立てるごみの量を減らす等の延命化を図る必要があります。

○資源ごみのリサイクル推進

資源ごみは月2回収集し、缶・ビン・ペットボトルは、容器リサイクル法に基づいて日本容器リサイクル協会が引き取り再商品化しています。

また、プラスチック類はセメント製造の燃料としてサーマルリサイクルしています。

その他の資源ごみとして、段ボール、新聞紙、紙パック、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶については、町内会、子ども会などで組織する団体が集団回収を実施し、町が助成金を交付してリサイクルを推進しています。

■ 目指す姿（基本方針）

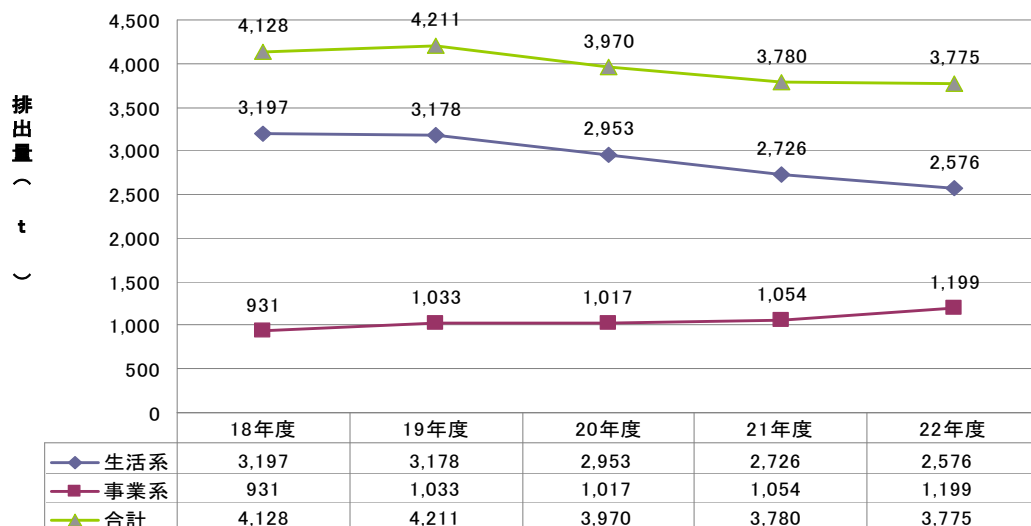
- ごみの分別・排出抑制を徹底し、ごみの排出量の少ないまちを目指します。
- 町内会や子ども会など各団体による資源ごみの集団回収の拡大を図り、リサイクル推進のまちを目指します。
- 廃棄物等処理施設の広域化については、西北五ブロックの目標年度は、平成30年度とし、各市町村及び既存組合のごみ処理の再編成を行い、廃棄物リサイクル関連施設と有機的・一体的な整備を図りながら、広域的なごみ処理体制の確立を目指します。

■ 施策の内容

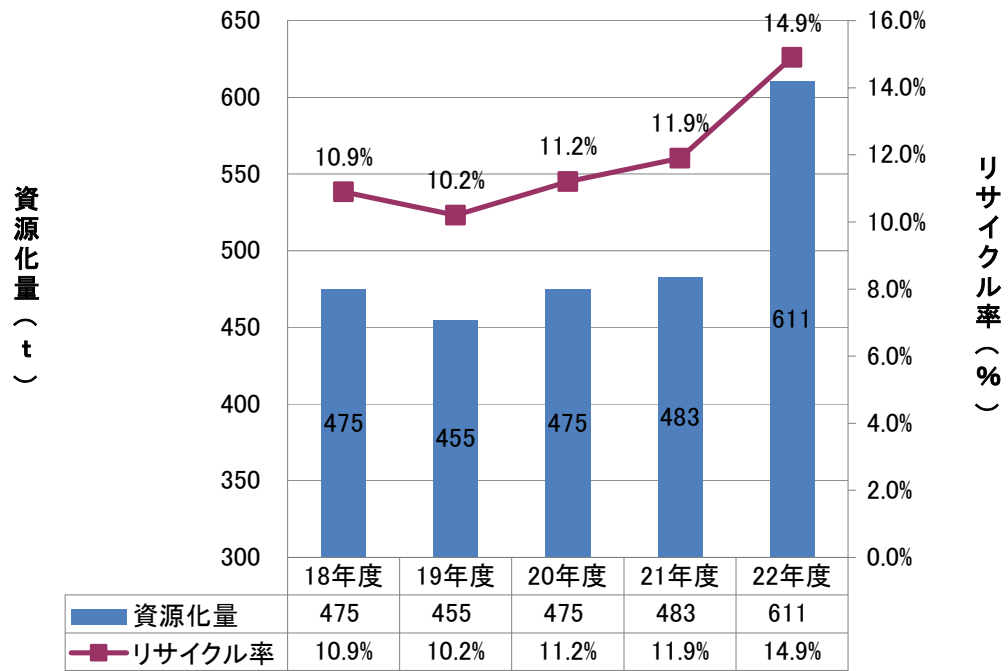
- リサイクル率向上のための施策として、ごみの分別区分を現在の5分別から9～12分別にし、燃えないごみを細分類することによる資源ごみの確保や燃えるごみの家庭内でのコンポスターによる生ごみの堆肥化を推進します。
- 排出量削減のための施策として、ごみの分別・排出抑制を徹底するための情報提供（町広報誌、ホームページ、町内会などへの出前講座・説明会）や指導を行います。
- 住民へごみの分別や資源回収など周知徹底をしてごみ減量化を推進します。
- リサイクルに取り組む人や団体の育成を図りながら組織化し、リサイクル率向上を図るとともに、リサイクル品のストックヤードの確保を図ります。
- リサイクル施設等の広域化への対応を積極的に推進します。

担当：町民生活課

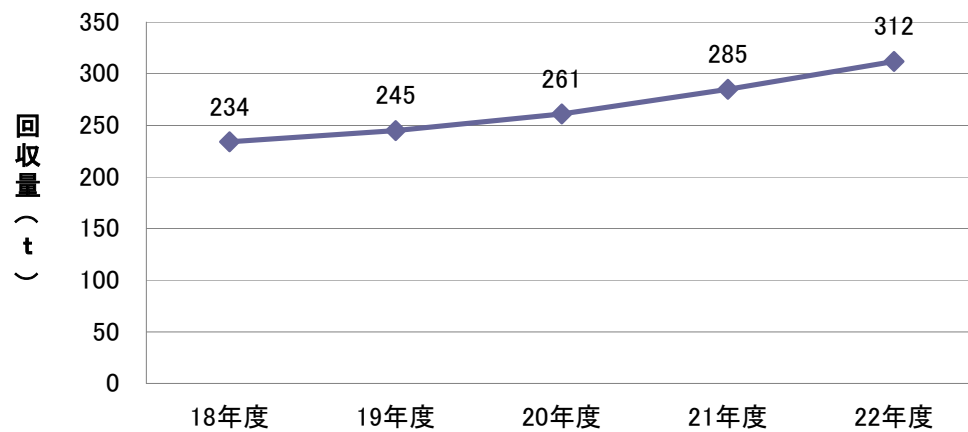
5-1 町のごみ排出量（生活系・事業系）



5-2 町のごみの資源化量及びリサイクル率



5-3 町のごみ集団回収量の推移



(出典：一般廃棄物実態調査)